

(3) 農業水利ストック情報データベースの適切な活用

勸告	説明図表番号										
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>上記のとおり、農業水利施設のストックマネジメントにおいては、施設の劣化予測や対策工法を検討するために、過去の機能診断の結果や補修工事の履歴等が必要となることから、これらの情報をデータベースに蓄積し、これを機能保全計画の作成等に活用することとされている。「農業水利施設の機能保全の手引き」では、「構造物諸元、日常・定期・臨時等の経年的な点検・検査結果、劣化予測結果、補修履歴等に関するデータベースを整備するとともに、これらを随時容易に更新、検索、編集できる支援システムの構築が重要である。」とされている。</p> <p>このため、農林水産省は、平成16年度から18年度までに約1億円の経費を掛けて、国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を対象として、農業水利ストック情報データベースを開発し（開発と並行してデータの収集・登録も実施）、19年度から本格的に運用を開始している（19年度から23年度までの運用経費は約9,000万円）。</p> <p>当該データベースは、農林水産省のみならず地方公共団体や土地改良区等においても利用できるよう開発されており、各利用者はインターネット経由でデータベースにアクセスし、あらかじめ同省から付与されるIDとパスワードでログインして利用することができる。ただし、利用できる情報の範囲、閲覧、入力等の利用方法の種類は、利用者ごとに異なっている。</p> <p>また、当該データベースには、次表の情報を始めとして、適切な機能診断及び機能保全計画の作成を支援するための情報を適切に登録することが必要となっている。</p> <p>表 農業水利ストック情報データベースの主な登録情報</p> <table border="1" data-bbox="188 1182 1230 1429"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設基本情報</td> <td>施設名称 構造・規格・寸法 建設費 造成年度 図面</td> </tr> <tr> <td>維持管理情報</td> <td>管理体制 観測計測履歴 施設操作履歴 事業費</td> </tr> <tr> <td>補修等履歴情報</td> <td>補修工事名 施工年月 補修補強工法 点検整備内容</td> </tr> <tr> <td>機能診断情報</td> <td>調査位置 調査年月 劣化因子別測定 主劣化要因</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業水利ストック情報データベースは、受益面積が100ha以上の農業水利施設を対象としており、国営造成施設については、農林水産省が整備・運用している「長期計画システム」から上記の開発期間中にデータの移行が行われ、国営附帯県営造成施設については、上記の開発期間中に「基幹水利施設等補足調査データ」から2,500件程度の施設数のデータの移行が行われている。当該データベース運用開始後は、国営造成施設については農林水産省の職員が、国営附帯県営造成施設については都道府県の職員が、データの編集権限を与えられ、データの追加、削除又は変更を行うこととなっている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>農業水利ストック情報データベースの運用状況について調査したところ、以下のよう状況がみられた。</p>	区分	主な内容	施設基本情報	施設名称 構造・規格・寸法 建設費 造成年度 図面	維持管理情報	管理体制 観測計測履歴 施設操作履歴 事業費	補修等履歴情報	補修工事名 施工年月 補修補強工法 点検整備内容	機能診断情報	調査位置 調査年月 劣化因子別測定 主劣化要因	<p>表1-(3)-①</p>
区分	主な内容										
施設基本情報	施設名称 構造・規格・寸法 建設費 造成年度 図面										
維持管理情報	管理体制 観測計測履歴 施設操作履歴 事業費										
補修等履歴情報	補修工事名 施工年月 補修補強工法 点検整備内容										
機能診断情報	調査位置 調査年月 劣化因子別測定 主劣化要因										

<p>① 農業水利ストック情報データベースへの情報の入力については、専ら土地改良調査管理事務所等、農林水産省の職員によって行われている。その入力内容については、i) そもそも登録されていない国営造成施設がある、ii) 点検・補修履歴や機能診断の結果、機能保全計画など、ストックマネジメントを推進していく上で欠かせない情報に漏れや誤りがある、iii) 施設に関する基本情報においても誤りがあるなど、不適切な実態がみられた。</p> <p>また、i) 農業水利ストック情報データベースの入力情報が不十分なため機能保全計画が適切に作成されていない例、ii) 機能診断の結果情報について機能診断を実施した当時のものから変更された内容がデータベースに登録されており、その理由が不明な例がみられた。</p> <p>このような事例がみられた原因としては、人為的な作業ミスによるものが大半と考えられる。しかし、一般にデータベースに情報が一旦入力されると、その後の業務はその内容が正しいとの前提で進められ、誤りが補正される機会は余りないことから、データベースへの情報の適切な入力と入力された情報の適切な修正を行うことが重要であると考えられる。</p> <p>なお、当省の調査においてみられた上記の事例については、本調査期間中に、農林水産省において、いずれも点検して正しい情報を入力するなど、改善に取り組んでいるところである。</p>	<p>表 1-(3)-②</p> <p>表 1-(3)-③</p> <p>表 1-(3)-④</p>
<p>② 農業水利ストック情報データベースについては、地方公共団体や土地改良区等においても利用できるよう開発されたが、これを利用するために必要となる ID 及びパスワードが付与されているものは、調査した 19 道府県のうち 13 道県、調査した 42 市町から国営造成施設を管理していない 17 市町を除く 25 市町のうち 8 市町、調査した 41 土地改良区から国営造成施設を管理していない 4 土地改良区を除く 37 土地改良区のうち 15 土地改良区となっている。</p> <p>ID 及びパスワードが付与されている地方公共団体及び土地改良区における利用実績をみると、積極的に活用している例はなく、ほとんど利用されていなかった。これら道府県等では、利用していない主な理由として、i) 農業水利ストック情報データベースがあることは知っていたが詳しい内容は分からないため、ii) 当該データベースに入力されている農業水利施設の範囲が、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）において、受益面積が 100 ha 以上の国営造成施設及び国営附帯県営造成施設となっており、それ以外の県営造成施設は入力対象となっておらず、閲覧できる施設の範囲が限られているため、iii) 閲覧できる施設の範囲が自ら管理するものに限られており、他で管理されている施設の補修情報等を参考に閲覧することができないためなどを挙げている。</p> <p>このため、地方公共団体や土地改良区も利用者となり得るシステムを開発しながら、これらを支援するためのせつかくのシステムがほとんど活用されていない状況にある。</p> <p>一方、調査対象機関からは、現在の紙の記録を農業水利ストック情報データベースに移管してデータの消失防止等を図りたいなど、当該データベースの活用に関する要望も聴かれた。</p>	<p>表 1-(3)-⑤</p> <p>表 1-(3)-⑥</p> <p>表 1-(3)-⑦</p> <p>表 1-(3)-⑧</p>

なお、調査した 19 道府県のうち 2 府県を除き、農業水利ストック情報データベースと同等の機能をもったデータベースを構築しているところはなかった。

**【所見】**

したがって、農林水産省は、農業水利ストック情報データベースを適切に活用し、農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 国営造成施設については、農業水利ストック情報データベースに適切に情報の入力及び修正を行うとともに、これを担保するため、定期的に入力及び修正の状況を点検する仕組みを設け、入力及び修正の状況をフォローアップすること。

② 地方公共団体や土地改良区における利用ニーズの把握を行い、利用者の要望を適切に整理した上で、データベースの改良その他の措置をとること。

また、データベース化による効果を示した事例を提供するなど、利用促進に向けた取組を行うこと。

表 1-(3)-① 農業水利ストック情報データベースの開発時における想定利用者

○「平成 18 年度 農業水利ストック情報データベース構築業務 特別仕様書」(抜粋)

第 2 章 業務要件

第 2-7 条 (利用環境)

(1) 利用者

ストック DB システムの利用者は、以下を想定している。

利用者	主な利用目的
①保全対策センター	全国分のデータの検索・集計とシステム全体の統括管理
②農林水産本省	全国分データの検索・集計
③地方農政局／土地改良技術事務所	管内分データの検索・集計
④土地改良調査管理事務所	国営造成施設にかかる施設基本情報の更新、LCC 関係情報の登録
⑤国営事業(務)所	国営造成施設にかかる施設基本情報の追加・更新、LCC 関係情報の登録
⑤都道府県／土地改良事業団体連合会	都道府県営造成施設にかかる施設基本情報の更新、LCC 関係情報の登録
⑥市町村／土地改良区	登録情報の閲覧

(3) システム環境

ストック DB システムのハードウェア環境は、以下のとおりである。

Web サーバ	1 台
アプリケーション兼データベースサーバ	1 台
運用管理端末	1 台

第 3 章 作業内容

第 3-3 条 (作業要件)

(7) 都道府県営造成施設にかかるデータ移行

別途貸与する期間水利施設等補足調査データから国営附帯都道府県営造成施設にかかるデータ(別紙 2 に示すもの)をストック DB システムに移行する。

なお、データ移行の対象となる施設数は、2,500 件程度を想定している。

(注) 1 表中の利用者欄の番号は、原本のとおりである。

2 表中の「LCC」とは、ライフサイクルコストの略である。本仕様書では、「LCC 関係情報」を維持管理情報、補修等履歴情報及び機能診断情報と定義している。

表 1-(3)-② 農業水利ストック情報データベースの入力内容の不適切な事例数

(単位：施設数)

調査担当機関名	施設そのものの入力漏れ	施設基本情報に誤り、漏れがあるもの	維持管理情報に漏れがあるもの	補修等履歴情報に漏れがあるもの	機能診断情報に漏れがあるもの	その他
北海道管区	—	18 (注 6)	—	—	—	—
東北管区	—	19 (注 7)	20 (注 9)	20 (注 9)	—	—
秋田事務所	1	—	—	—	—	—
山形事務所	1	—	—	1	—	—
関東管区	—	—	—	—	1	—
千葉事務所	—	—	—	—	1	—
中部管区	—	3	—	—	—	—
三重事務所	—	8 (注 8)	—	—	—	—
京都事務所	—	—	—	—	1	2 (注 10)
中国四国管区	—	5	9	8	3	—
九州管区	3	—	—	—	—	—
熊本事務所	1	12 (注 6)	—	—	—	—
宮崎事務所	—	4 (注 6)	2	—	4	—
計	6	69	31	29	10	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「施設基本情報」とは、施設名称、構造・規格・寸法、建設費（事業費）、造成（着工）年度、受益面積をいう。  
 3 「維持管理情報」とは、管理体制、観測計測履歴、施設操作履歴、事業費をいう。  
 4 「補修等履歴情報」とは、補修工事名、施工年月日、補修補強工法、点検整備内容をいう。  
 5 「機能診断情報」とは、機能診断調査の結果、評価結果、機能保全計画をいう。  
 6 農林水産省が土地改良法第 94 条の 5 の規定に基づき整備する土地改良財産台帳の情報と比較した結果によるもの。  
 7 このうち 7 施設は、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」で把握されている情報と比較した結果によるもの。また、このうち 17 施設は、土地改良財産台帳の情報と比較した結果によるもの。事例のうち 5 施設は、両方に該当する。  
 8 管理受託者が土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 62 条の規定に基づき作成・保有する管理台帳の情報と比較した結果によるもの。  
 9 平成 21 年度まで情報が入力されているもの等、一応、情報が入力されているものもあるが、東北農政局によると、東日本大震災の対応等を優先せざるを得ないため、データ入力できていないとのことである。  
 10 供用廃止された 2 施設が供用中としてデータベースに記録されているもの。  
 11 農林水産省は、震災対応業務等で実施できていないものを除き、今回の調査で判明した事例については、いずれも点検して正しい情報を入力するなど、改善に取り組んでいる。

表 1-(3)-③ 農業水利ストック情報データベースへの情報の入力不十分・不正確なため機能保全計画が適切に作成されていない例

事務所	事例の概要																								
中国	<p>中国土地改良調査管理事務所が平成 23 年度（平成 24 年 3 月）に作成した広島中部台地地区の機能保全計画（12 施設に関する計画 9 件）をみると、農業水利ストック情報データベース自体に維持管理情報など必要な情報が入力されていないため、直近に行われた補修又は点検の履歴が記入できていない（上記 12 施設のうち 8 施設で未記入）。</p> <p>上記 9 件の機能保全計画は、平成 24 年 3 月に作成されたものであるが、それより前の平成 19 年度以前に、いずれの施設も一度、機能保全計画が作成されており、これを見直して、24 年 3 月に再度、作成されている。補修履歴欄及び点検履歴欄で記入漏れとなっている情報は、平成 20 年度以後の情報であり、それが農業水利ストック情報データベースに入力されていなかったものである。</p> <p>このため、農業水利ストック情報データベースには、随時、補修履歴や点検履歴などの情報が登録され、適切に情報のアップデートが図られることが求められる。</p>																								
淀川	<p>淀川水系土地改良調査管理事務所は、巨椋池排水機場管理協議会が管理する巨椋池排水機場の機能保全計画を作成（平成 24 年 3 月）するに当たり、農業水利ストック情報データベースに入力された当該排水機場の情報をういたとしている。</p> <p>しかし、巨椋池排水機場に関する農業水利ストック情報データベースの入力情報をみると、巨椋池排水機場の供用が開始された平成 19 年度から「工法別情報」に係る工法別工事費、予定耐用年数等の項目が全く入力されていない。</p> <p>このため、平成 24 年 3 月に淀川水系土地改良調査管理事務所が策定した巨椋池排水機場の機能保全計画をみると、農業水利ストック情報データベースを参照して記載する同計画の維持管理費及び補修履歴情報の工事費等を記載していない。</p> <p>また、補修記録について機能保全計画に記載はあるが、その内容と、巨椋池排水機場管理協議会が保管している平成 23 年 1 月末までの補修記録とを比べると、下表のとおり 7 つの補修履歴について実施年度が異なっており、農業水利ストック情報データベースの情報が不正確であることに起因して、機能保全計画の記載が誤っている事態が生じている。</p> <table border="1" data-bbox="311 1198 1340 1467"> <thead> <tr> <th>工事件名</th> <th>協議会が保管する補修履歴（年度）</th> <th>機能保全計画上の記載（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配管取り替え工事</td> <td>2009</td> <td>2007</td> </tr> <tr> <td>7号カメラ照明用電波取替工事</td> <td>2009</td> <td>2008</td> </tr> <tr> <td>2号カメラ動作調整工事</td> <td>2009</td> <td>2008</td> </tr> <tr> <td>MO ドライブ交換工事</td> <td>2009</td> <td>2008</td> </tr> <tr> <td>電源装置バッテリー、ファン整備工事</td> <td>2009</td> <td>2008</td> </tr> <tr> <td>I-0 ユニット点検整備工事</td> <td>2009</td> <td>2008</td> </tr> <tr> <td>2号カメラ画像伝達装置修繕工事</td> <td>2009</td> <td>2008</td> </tr> </tbody> </table>	工事件名	協議会が保管する補修履歴（年度）	機能保全計画上の記載（年度）	配管取り替え工事	2009	2007	7号カメラ照明用電波取替工事	2009	2008	2号カメラ動作調整工事	2009	2008	MO ドライブ交換工事	2009	2008	電源装置バッテリー、ファン整備工事	2009	2008	I-0 ユニット点検整備工事	2009	2008	2号カメラ画像伝達装置修繕工事	2009	2008
工事件名	協議会が保管する補修履歴（年度）	機能保全計画上の記載（年度）																							
配管取り替え工事	2009	2007																							
7号カメラ照明用電波取替工事	2009	2008																							
2号カメラ動作調整工事	2009	2008																							
MO ドライブ交換工事	2009	2008																							
電源装置バッテリー、ファン整備工事	2009	2008																							
I-0 ユニット点検整備工事	2009	2008																							
2号カメラ画像伝達装置修繕工事	2009	2008																							

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-④ 機能診断の結果情報が変更されてデータベースに登録されている例

施設名	内容
宮竹サイホン (宮竹用土地改良区) <石川県> ※当施設は県営造成施設である。	機能診断の実施当時、定点 5 の現地調査 (定点調査) 票では、「漏水の影響が周辺に及んでいない」とし、この結果を基に、施設状態評価表では、漏水の変状を S-5 としている。 一方、農業水利ストック情報データベースに登録されている同じ定点の現地調査 (定点調査) 票をみると、「漏水の影響が周辺に及んでいる」と変わっている。そして、同じ定点の施設状態評価表では、漏水の変状を S-4 と変更している。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。
杖川頭首工 (石川県) <石川県>	機能診断の実施当時、定点 6 と定点 7 では反発強度を検査しており、それぞれの現地調査 (定点調査) 票に、それぞれの結果が記載されている。 一方、農業水利ストック情報データベースに登録されている同じ定点の現地調査 (定点調査) 票をみると、定点 6 のものに、定点 6 と定点 7 の 2 か所の反発強度結果が記載されている。これにより、反発強度の平均値が、定点 6 のみだと 23.5 となるが、定点 7 も含めることで 18.35 に下がっている。定点 6 の施設状態評価表をみると、機能診断の実施当時は、評価が S-5 であるのに、同データベースに登録されているものでは S-4 に変わっている。他方、定点 7 の現地調査 (定点調査) 票にも、定点 7 の反発強度結果は記載されていることから、定点 7 の反発強度結果が二つの定点調査票で使われている。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。
加賀三湖導水路 (加賀三湖土地改良区) <石川県>	定点 5 (2 号調整水槽下流 40 バレル目) の現地調査 (定点調査) 票は、機能診断の実施当時のものと、農業水利ストック情報データベースに登録されているものとは同じ内容であるのに、施設状態評価表の評価項目のうち、管内面の状態 (ひび割れ (FRPM)) が、S-5 から S-4 に変わっている。ひび割れは、定点調査票上、0.0mm であるので、評価は S-5 となるのが正しいはずである。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。
しろやま 白山 堰堤 (七箇用土地改良区) <石川県>	機能診断の実施当時の定点 8 の現地調査 (定点調査) 票では、圧縮強度について、測定結果「 $12.912.9\text{N}/\text{mm}^2$ 」とし、平均値は「 $15\text{N}/\text{mm}^2\sim 21\text{N}/\text{mm}^2$ 」と「 $15\text{N}/\text{mm}^2$ 未満」の両方にチェックしており、施設状態評価表では後者 (S-3 相当) を反映して評価を S-5 としている。 一方、農業水利ストック情報データベースに登録されている同じ定点 8 の現地調査 (定点調査) 票では、圧縮強度について、機能診断の実施当時のものと同じく、測定結果は「 $12.9\text{N}/\text{mm}^2$ 」となっているが、平均値は「 $15\text{N}/\text{mm}^2\sim 21\text{N}/\text{mm}^2$ 」にチェックがされており、これに合わせるように施設状態評価表では、S-4 と評価している。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、機能保全計画、施設管理者とされているものを表す。

3 < > 内は、施設の所在県を表す。

表1-3(3)-⑤ 農業水利ストック情報データベースの利用のためのID及びパスワードの付与状況等

調査担当機関名	調査対象道府県						調査対象市町						調査対象土地改良区			
	調査対象	付与あり	付与なし		調査対象	付与あり	利用実績	付与なし	国営管理なし	調査対象	付与あり	利用実績		付与なし	国営管理なし	
			調査対象	付与なし								調査対象	付与あり			調査対象
北海道管区	北海道	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	0	-	2	0	0	
東北管区	宮城県	1	なし	0	2	2	なし	0	0	2	2	なし	0	0	0	
秋田事務所	秋田県	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	2	-	0	0	0	
山形事務所	山形県	0	-	1	2	0	-	2	1	2	2	利用頻度低い	0	0	0	
関東管区	埼玉県	0	-	1	2	0	-	2	1	2	0	なし	2	0	0	
千葉事務所	千葉県	1	なし	0	2	0	-	2	2	2	0	-	2	0	0	
長野事務所	長野県	1	なし	0	2	不明	-	1	1	3	不明	-	1	0	0	
山梨事務所	山梨県	0	-	1	2	0	-	2	2	2	0	-	2	0	0	
中部管区	愛知県	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	0	-	2	0	0	
石川事務所	石川県	1	あり	0	2	0	-	2	0	2	0	-	2	0	0	
三重事務所	三重県	0	-	1	2	0	-	2	2	2	0	-	2	0	0	
近畿管区	奈良県	0	-	1	2	0	-	2	1	2	0	-	2	0	0	
京都事務所	京都府	0	-	1	3	0	-	3	2	2	0	-	2	0	1	
中国四国管区	広島県	1	なし	0	3	1	利用頻度は低い	2	1	2	0	-	2	2	2	
岡山事務所	岡山県	1	なし	0	2	1	なし	1	1	2	2	なし	0	0	0	
島根事務所	島根県	1	利用頻度は低い	0	2	2	利用頻度は低い	0	0	2	1	利用頻度は低い	1	0	0	
九州管区	福岡県	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	0	-	1	0	0	
熊本事務所	-	-	-	-	2	0	-	2	2	2	2	なし	0	0	0	
大分事務所	大分県	1	なし	0	2	1	なし	1	1	2	1	なし	1	1	1	
宮崎事務所	宮崎県	1	なし	0	2	1	なし	1	0	2	2	なし	2	0	0	
計	19	13	-	6	42	8	-	33	17	41	15	-	26	4	4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 長野県は、ID及びパスワードの付与を受けたが、独自の施設台帳を持っており、後に返納しており、利用していない。

3 石川県は、突発的事故が発生した場合等において当該施設の諸元情報等を確認するために閲覧することがあるが、これ以外はあまり活用していないとしている。

4 熊本県については、平成24年7月北部九州豪雨による被害対応のため、当省の調査を実施していない。



表 1-(3)-⑥ 農業水利ストック情報データベースを利用しない主な理由

調査対象	データベースを利用しない理由
北海道	道営分は北海道が入力することとなるが、必要な情報は地区概要書等により把握していることから、改めて入力し、利用する必要がないため。
迫川上流土地改良区 (宮城県)	データベースがあることは知っていたが、当土地改良区が管理する施設については、国営造成施設を含めて施設管理台帳を整備しているため、データベースを利用したことはない。
愛知県	農業水利ストック情報データベースは、データ入力の作業負担が大きく、また、農業水利施設の稼働実績、重要度、地元の更新要望等の維持管理上重要な情報が、データベースの入力項目になっていないため。 また、国営事業を中心にデータが整理されているが、国営附帯事業で造成した県営造成施設のみを入力しても、当県にとってはあまり意味がないため。
宮田用水土地改良区 (愛知県)	当土地改良区では、国営造成施設である用水路 65.9 km及び付随する管理設備等のほかに、県営造成施設である用水路 248.8 kmと水門 14 か所等も管理しているため、県営造成施設のデータが入力されていない農業水利ストック情報データベースでは県営造成施設の情報が得られず、管理する全施設の半数分を把握できるにすぎないため。
広島県	自らが管理している農業水利施設しか農業水利ストック情報データベースを閲覧できないのであれば意味がないため。例えば、建築時期や規模等が類似している他施設の補修等の情報を閲覧できれば、詳細は当該管理受託者に照会すればよく、ストックマネジメント上で参考にできる。
吉井川下流土地改良区 (岡山県)	施設情報が詳細に入力されていないため。土地改良区も土地改良調査管理事務所と同等の権限で閲覧ができるようにしてほしい。また、施設情報を詳細に入力してほしい。
八代平野北部土地改良区 (熊本県)	農業水利ストック情報データベースについては、平成 19 年頃に説明を受けたが、施設を管理する上で特に必要性を感じなかったため。また、今後の利用についても、特に考えていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農業水利ストック情報データベースの開発時に、国営附帯県営造成施設のデータが農林水産省により登録されている。

**表 1-(3)-⑦ 農業水利ストック情報データベースに関する要望の例**

調査対象	内容
巨椋池排水機場管理協議会	巨椋池排水機場管理協議会では、データベースを利用するためのID及びパスワードを承知していないとしているが、現在の紙の記録簿からデータベース化することによって消失防止や保管スペースの確保問題を解消したいとの要望を有している。
安曇野市	安曇野市担当者は、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）において、データベースの存在を認識していなかった。しかし、人事異動で水利施設等を把握する担当者が変わるため、当該データベースの利用によって管内の水利施設の状況が把握できれば業務にいかすことが可能と考えられるため、国に対し、情報提供を要望したいとしている。
広島県	広島県では、管理台帳への記入と農業水利ストック情報データベース入力用の情報提供とが重複しているので、データベースに入力すれば管理台帳が作成できるようにしてほしいとしている。

（注）当省の調査結果による。

**表 1-(3)-⑧ 国の農業水利ストック情報データベースと同様のデータベースの開発例**

調査対象	内容
京都府	京都府では、府内には大規模な農業水利施設が少なく、府及び京都府土地改良事業団体連合会が把握している府営農業水利施設について、その諸元情報、機能診断の情報（診断カルテ）、図面等を登載する「京都府基幹水利施設データベース（仮称）」の開発を進めている。
岡山県	岡山県では、平成20年度に県営造成施設の適正な管理と更新を行い、施設の長寿命化を図るため、「基幹水利施設等ストックマネジメントシステム」を開発し、21年度から運用を開始している。

（注）1 当省の調査結果による。

2 本表は、国の農業水利ストック情報データベースと同様に、施設の諸元情報に加えて、施設の診断の結果なども登載しているものについて作成した。